

肢体不自由教育における 「自立活動」の歴史的変遷

松 浦 孝 明

【キーワード】 肢体不自由、自立活動、養護・訓練、特別支援学校学習指導要領

I. はじめに

昭和 46 (1971) 年、盲学校・聾学校・養護学校小学部・中学部学習指導要領に障害の状態を改善・克服する指導が領域「養護・訓練」として設定された。平成 11 (1999) 年、養護学校学習指導要領改訂に伴い「自立活動」と名称が変更され、養護学校及び特別支援学校の教育課程における特別に設けられた領域として位置づけられてきた。現行の平成 29 (2017) 年の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領における自立活動の内容は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」として 6 区分が示されている。特別支援学校における自立活動の時間の指導は、児童生徒一人一人の障害の状態に応じて指導目標が設定され、6 区分の中から適切な内容を選定し具体的な指導内容を構成して指導される。また、近年の特別支援教育を受ける児童生徒数の増加傾向を受け、中央教育審議会「特別支援教育部会の審議のとりまとめについて(報告)」(2016)では、通常の学校に在籍する児童生徒に対する自立活動の指導の充実が提言された。この提言を基に平成 29 (2017) 年小学校学習指導要領では、特別支援学級の教育課程に障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るための指導として自立活動を取り入れること、障害のある児童に対する通級による指導では自立活動の内容を参考とし、具体的な指導目標や指導内容を定め指導を行うことが示された。

このように自立活動の指導を担う教員がますます必要とされる状況の中、現職の教員において自立活動の指導に関する実践力の継承の課題があること(杉林ら、2016、渡邊、2018)や、大学の教員養成段階において自立活動に関する内容が扱われていないこと(一木、2019)などが指摘されており、特別支援学校だけでなく小学校等を含む全ての学校における自立活動の指導の充実にむけて、現職教員の資質、能力を高めるとともに特別支援教育を担う教員をどのように養成するか検討が喫緊の課題となっている。このような特別支援教育を担う教師の専門

性の課題解決にむけて、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」（2021）では、教員養成において「小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である」と提言された。この提言を契機に、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」が開催され、令和4年7月27日「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（以下、特支免コアカリキュラム）が公表された（文部科学省，2022b）。特支免コアカリキュラムでは教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、自立活動、知的障害者である子どもに対する教育を行う特別支援学校の各教科等の内容を位置づけることが示され、「第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目」に「特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」を含めることが示された。特別支援教育の歴史について着目すれば、その中核をなす自立活動の歴史について理解を深めることが重要であり、平成29年特別支援学校学習指導要領解説自立活動編「第2章 1 自立活動の変遷」に養護・訓練の創設の経緯と養護・訓練及び自立活動の内容の歴史の変遷について示されている。また、今までの学習指導要領改訂に際してはそのポイントを示す報告（細村，1974）などもみられるが、これらは養護・訓練が設定された昭和46年養護学校学習指導要領以降に関する内容がほとんどで、学習指導要領制定以前の指導の変遷について整理された報告はほとんどみられない。しかし、肢体不自由児に対する教育が開始された当初から障害に対する指導は行われてきた。それらの指導が現行の自立活動とどのような関連があるか整理することは、特別支援学校教員養成課程の学生が特支免コアカリキュラムに位置づけられた特別支援教育の理念、歴史、思想について理解する上で重要な資料になると思われる。

本研究では、特別支援学校の教育課程に特別に設けられた個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である「自立活動」について、特殊教育及び特別支援学校学習指導要領制定以前からの肢体不自由教育における歴史の変遷を検証することを目的とする。それにより、特別支援学校教員養成課程の指導の指針を得たいと考える。

II 研究方法

障害に対する特別な指導について肢体不自由教育に関する資料に着目し、昭和38（1963）年養護学校小学部学習指導要領（肢体不自由教育編）を基準として、学習指導要領制定前と学習指導要領制定後にわけて比較検討した。検討資料は学習指導要領制定前においては、「不具廃疾」「身体不具」「低能児」「養護」等の用語を用いて肢体不自由児等の教育を扱った書籍や研究論文を基に検討した。学習指導要領制定後においては、昭和38（1963）年「養護学校小学部学習指導要領

(肢体不自由教育編)」、昭和 46 (1971) 年「養護学校 (肢体不自由教育) 小学部・中学部学習指導要領」、昭和 54 (1979) 年「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部・高等部学習指導要領」、平成元 (1989) 年「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」、平成 11 (1999) 年「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」、平成 21 (2009) 年「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、平成 29 (2017) 年「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(以下、〇〇年学習指導要領)、及びそれぞれの学習指導要領解説を検討資料とした。なお、小学校令からの比較を行うために学習指導要領については小学部に関するものを対象とした。本論では、学習指導要領等の文部科学省 (文部省を含む) 関連の資料は和暦で表記されるため引用した資料等については和暦と西暦を併記し、歴史的用語は原文のまま表記した。

Ⅲ 自立活動の指導の変遷

1. 学習指導要領制定前

肢体不自由児に対する教育は、寺子屋時代から行われた。乙竹(1929)によれば、幕末時の寺小屋において不就学の事由に不具廢疾が含まれていたが、盲・聾・啞児・不具児も寺小屋に通ったものが多く、不具児 (肢体不自由児) の教育の目的は、「不具者が寺子屋に学んだのも、彼らは他の職に不便なる所から、将来文筆の業に従事せんがため」であったと述べている。明治 19 (1886) 年小学校令では「疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故」あるものは就学猶予とすることや、明治 33 (1900) 年改正小学校令で、「白痴又ハ不具廢疾」のものは就学を免除し、「虚弱又ハ發育不全」のものは就学を猶予すると示されているが、明治初期の小学校においても軽度の肢体不自由児は障害のない子供と一緒に在籍していたことが推察される。明治後期には府県市から小学校に在籍する低能児の実態と教育方法についての報告がみられる (日本児童学会, 1912)。この低能児には「身体不具」とよばれた肢体不自由児も含まれている。広島県は「公私立小学校に於ける低能、白痴、癩癩又は身体不具なる児童は、凡て之を普通児童と同一学級に収容して教授」し、「一、發育の不良感覚若くは運動機能の障碍及び疾病等に由るものは、学校医の意見を徴し (中略) 治療を図り、又運動遊戯を奨励せり。」としていた。また、新潟市は、「身体不具の取扱」として「一、不具者は普通児童と同一学級に収容す。二、不具なるがため行ふ能はざる科目に対しては之を行はしめず、例へば体操の如きは歩行すること能はざるものは、之を課せず。又右腕若は左腕の伸びざるものは、伸びざる儘にて体操をなさしむ。」とされていた。これらの報告から、肢体不自由児は障害のない子供と一緒に授業を受け、治療や体操科などにより体力の向上が図られていたことがうかがわれる。しかし、小学校令の就学免除、就学猶予の制度により十分な教育は保障されなかったと考えられる。

「養護」と「訓練」という用語に着目すれば、中川（1981）は森岡常蔵が「教育学精義」に「養護」を教育方法として位置づけたことが始まりと指摘している。森岡（1906）は、教育とは「教授・訓育・養護の方便を用いてその心身両者の上に施す有為・成案的の作業である」と示した。特に「養護」に関する内容は「身体に施すもの」であり、その方便として1）遊戯及び体操、2）課業、3）感官の訓練、を挙げている。ただし、この「養護」は、いわゆる体育教育、健康教育的な指導が行われており、現在の体育（保健体育）と同義として捉えることができる。

障害児の教育においては、乙竹（1908）は低能児の教育法において「訓育」と「養護」が重要であるとし、教師の役割として「体操、手工、言語矯正の此の三つの仕事は低能児教育上特に重要な仕事であります」と述べており、障害児の教育における養護の重要性はこの当時から指摘されていた。同様に小林（1916）は、低能児の教育課程について身体技能に関する教科案として「体操遊戯」を示し、「身体の養護鍛錬」の重要性を説き体の動きを向上させる指導を提案した。また、授業・体操遊戯・作業の指導を行い、「身体丈夫に作業労働に堪へ、（中略）何時の世如何なる人の間に入りてもよく生活し得べけん」と就労による社会参加を目指す指導を行っていた。

1930年代には東京市において障害等のある子供を対象とした「補助学級」が拡充しつつあり、身体異常の子供も約5%余り在籍していた。桜井（1939）は、補助学級では「学科の教授よりはむしろ養護や訓練に重点を置き身体的な修練と日常生活訓練に力を注がなければならぬ」と述べ、子どもたちの指導において心身の訓練が主な目的とされていた。この「養護」の内容には、疾病治療や衛生習慣に関するものや、「体操時間を増加する」「治療的体操を実施する」ことなど体操の奨励に関するものが挙げられ、身体運動の治療的な役割を活用していることがわかる。これに対して「訓練」の内容は日常生活の指導など生活訓練が主であった。また、指導方法に関しては「個別指導を本体とする」など、現在の自立活動の指導に通ずるものがある。1940年代には国民学校令により「身体虚弱、精神薄弱、其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノタメ」の「養護学級」が編成されるようになる。収容される対象は「素質が良くて成績不振の児童」であり、最も多いのは身体的事情による児童であった。養護学級在籍児に対する教育内容として、障害等の原因を治療または除去することを狙いとして身体的養護に配慮した教育を行う学校が見られるようになる（田村、1943）。このように、大正から昭和前期に低能児と呼ばれた子供の教育が注目されるようになり、精神薄弱（知的障害）教育へと発展していくが、低能児として教育を受けた子供には肢体不自由児も混在しており、同様の教育が施され、その指導は肢体不自由教育にも引き継がれたと考えられる。

同時期、小学校の体操の指導においても「養護」や「訓練」と同様の指導が展開され始める。大正2（1913）年に「学校体操教授要目」が公布され、体操授業ではスウェーデン体操が導入されるなど欧米からの教育方法が導入されるようになり、医療（矯正）体操も取り入れられるようになる。医療体操では、障害以外の疾病に対する運動療法的体操と整形外科的疾患（障害）の軽度な者に限定した体操が行われた。授業においても体操を教材として障害の軽減や改善を目的とした指導が行われるようになる（石部ら，1978）。しかし、この当時は障害のある子供の教育は福祉施設が主に担っており、肢体不自由児対象の施設としては大正10（1921）年に柏倉松蔵により「柏学園」が開設された。元体操教師であった柏倉は、東京帝国大学整形外科教室教授の整形外科医田代義徳の指導のもと医療体操や鍼灸について学び、柏学園では肢体不自由児に対して小学校に準拠した教育と障害に見合った職業教育を行うとともに、障害を軽減するための治療（マッサージと体操）を教育内容として導入した。柏倉が取り入れた体操は、四肢、体幹の障害に対する体操である治療体操と、障害のない部位や障害の軽度の児童に対する一般的な体操及び遊戯運動としての保健運動であった（北野，1987）。柏倉の指導は、この後の肢体不自由児教育における体育指導の基準となり、体育教育と治療の一体化が進められる一因となったといえる。また、田代は肢体不自由児を対象としたわが国最初の学校である東京市立光明学校（現東京都立光明学園）の設立にも尽力しており、体育教育と関連づけた医療的な訓練の指導は光明学校の教育にも引き継がれることとなった（丹野，2012）。

昭和22（1947）年、学校教育法に障害のある子供の教育は「特殊教育」として位置づけられ、昭和23（1948）年には、従前から道府県に設置が義務化されていた盲学校と聾学校の義務教育制が実施された。しかし、障害児の教育制度は戦後の新教育制度で初めて登場したため、それまで設置実態のない養護学校（知的障害、肢体不自由、病弱）は義務教育制が見送られ、その対象となる子供たちの教育は小学校・中学校での教育が主であった（文部省，1978a）。昭和22（1947）年公布、「学校体育指導要綱」に「二 体育の目標（一）身体の健全な発達 8. 疾病その他の身体的欠陥の除去」が示され、「四 指導方針」に「虚弱者、形態異常者、要注意者の指導の適正をはかり必要な場合には医師の指導のもとに医療体操を行う」と示され、体育の目標として障害の改善が示されている。

昭和30年代以降徐々に公立養護学校が都市部を中心に設置され始めるが、養護学校の学習指導要領はまだ制定されておらず、教育課程の編成に関しては小学校学習指導要領を養護学校の学習指導要領と読み替えるものとされていた。しかし、実際には肢体不自由独自の教科を設けて実施した学校もあった。昭和31年度に東京市立光明養護学校では「治療」週3時間、大阪府立養護学校では「治療」週3時間、兵庫県立友生養護学校では「療育」週6時間、昭和33年度に京都市

立呉竹養護学校では「療育」と「体育」合わせて週6時間、愛知県立養護学校では「機能訓練」と「体育」合わせて週11時間のように、自立活動に相当する指導が「治療」「療育」「機能訓練」の名称で実施されていた。担当者は学校により異なるが看護婦、技師補、理療師、物療技術員（マッサージ師）など医療関係者や専任の教員、体育教師、学級担任などが担っていた。これらの指導の内容は、マッサージ、歩行訓練、治療体操、職能訓練、言語訓練などの医療的訓練が主であった（文部省，1978a、丹野，2012）。

この当時肢体不自由児の教育は整形外科の移入とともに、整形外科医師の主張により拡大していく（文部省，1978a）。東京帝国大学の田代とその指導を受けた高木憲次は、治療と教育の両機能を兼ね揃えた「教療所」の設置を目指すなど、その牽引役であった（日本肢体不自由児協会，1967）。高木が提唱した「療育」とは、医療、教育、職能の三位一体とした指導により障害児を社会参加させ、経済的にも自立することを目指す指導を表した言葉である。この当時は、障害のある子供たちが就労により社会参加できることを目指して、障害の克服をねらいとした機能訓練が主として行われた。

学習指導要領制定前の期間は、明治の小学校教育開始以降、肢体不自由児は就学猶予・就学免除の対象であり、教育の基準も示されていなかった時代であった。小学校に通う肢体不自由児はいたものの、障害の程度が軽度の子供であった。教育、福祉、医療分野が必要に応じてそれぞれ独自に指導に取り組み、指導法としては体力の向上や運動機能の改善を目的とした体操の指導が主に用いられていた。その後、整形外科の発展とともに医学関係者主導の医療的な機能訓練を教育現場で指導する体制が整えられてきた。学習指導要領制定前の障害に対する指導の変遷には、高木憲次の「療育」の理念に示されるように、障害のある子供たちに機能を改善する指導を施し、社会参加させるという共通の目的がその背景にあったと考えられる。

2 学習指導要領制定後

表1は学習指導要領の自立活動の目標・内容等の変遷一覧である。

1) 昭和38（1963）年 養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編

昭和31（1956）年、「公立養護学校整備特別措置法」の施行により全国に肢体不自由養護学校が増加すると、教育課程の基準を定める学習指導要領作成の要望が高まった。これまで、養護学校については小学校学習指導要領を養護学校学習指導要領と読み替えるものとされていたが、文部省は学習指導要領に変わるものとして昭和33（1958）年に「肢体不自由教育の手びき（上）」を発刊した。「第6章 肢体不自由児の医学的訓練」に「肢体不自由児の医学的訓練とは、医師の

表1 学習指導要領の目標・内容等の変遷

制定、改訂	昭和38年	昭和46年	昭和54年	平成元年	平成11年	平成21年	平成29年
名称	体育・機能訓練	養護・訓練			自立活動		
教科・領域	領域(盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱共通)						
目標	個々の児童・生徒のもっている機能の障害を改善させるとともに、みずから進んで障害を養い、健康な生活ができるようにすることにある	児童または生徒の心身の障害の状態を改善し、または克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤をつちかう	児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤をつちかう	児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う	個々の児童又は生徒が自立を目指す困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う	個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。	個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
内容		A 心身の適応 B 感覚機能の向上 C 運動機能の向上 D 意思の伝達	A 心身の適応 B 感覚機能の向上 C 運動機能の向上 D 意思の伝達	1 心身の健康 2 心理的適応 3 環境の認知 4 運動・動作 5 意思の伝達	1 健康の保持 2 心理的な安定 3 環境の把握 4 身体の動き 5 コミュニケーション	1 健康の保持 2 心理的な安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーション	1 健康の保持 2 心理的な安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーション
指導者	第1章総則 第4機能訓練 機能訓練の時間においては、特別な技能を有する教職員が、学校医の処方に基づき(略)	6 養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識・技能を有する教師が行なうことを原則とし(略)	12 養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識・技能を有する教師が中心となって担当し(略)	12 養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識・技能を有する教師を中心として(略)	22 自立活動の時間における指導は、専門的な知識・技能を有する教師を中心として(略)	26 自立活動の時間における指導は、専門的な知識・技能を有する教師を中心として(略)	27 自立活動の時間における指導は、専門的な知識・技能を有する教師を中心として(略)
指導計画作成と内容の取り扱い	(3)指導計画作成および指導上の留意事項 ア 指導計画の作成にあたっては、専門医の処方に基づき、必要がある場合にはその指導を求め(略)	1 (3)必要に応じて専門の医師およびその他の専門家の指導・助言を求め(略)	5 児童又は生徒の心身の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求め(略)	5 児童又は生徒の心身の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求め(略)	6 児童又は生徒の心身の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求め(略)	7 児童又は生徒の心身の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求め(略)	6 児童又は生徒の心身の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求め(略)

傍線は筆者加筆

監督のもとに直接行われている訓練と指導を指すものであって、(中略)医師の指示のもとに、これに従って治療の始めから終わりまで、全過程を通じて合目的に計画され、実施されている訓練指導を含めるものである。」とし、訓練の種類と適応について具体的な例示を示した。学習指導要領作成まで、肢体不自由養護学校ではこの手びきが唯一の参考書として扱われていた(肢体不自由児協会、1992)。

昭和38年2月に養護学校における初めての学習指導要領となる「養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編」が文部事務次官名で通達され、同年4月1日から実施された。この学習指導要領のねらいとする教育対象は、肢体不自由単一障害を有するもの、かつ、学校の教室に通って授業の受けられるものを標準としていた(諸岡、1991)。作成にあたっては医学的訓練の位置づけに関して特に議論されたといわれる(文部省、1978a)。候補となった①機能訓練を新しい領域と位置づける、②教科内に位置づける(教科に位置づける場合は体育を包括して位置づける、もしくは体育に含める)、③独立の教科とする、という3案の中から、最終的に「体育・機能訓練」として教科内に位置づけられた。これは従前から「訓育」「養護」「訓練」などとして取り組まれてきた障害を改善するための

表2 昭和38年「機能訓練」の内容

ア	機能の訓練
(ア)	基本動作訓練 他動運動, 介助運動, 自動運動, 抵抗運動などを通して, 各肢節の基本動作を習得する訓練を行なう。
(イ)	起立歩行訓練 起立歩行用の各種の器具を利用して, 体幹および下肢の応用動作の訓練を行なう。
(ウ)	水治訓練 水の物理的特性を利用して, 上記の諸訓練を行なう。
イ	職能の訓練
(ア)	応用動作訓練 種々の作業を通して肢体の総合訓練を行なう。
(イ)	日常生活動作訓練 種々の日常生活動作を習得する訓練を行なう。
ウ	言語の訓練 発語・発音等に必要の基礎能力を高めるために呼吸調節や構音機能の訓練を行なう。

指導が、医療体操などとして医学的な視点を含みながら体育科（体操科）の中で行われてきた経緯によるものであった。「第1章 総則 第4機能訓練」の目標には、「機能の障害を改善させる」こと、「健康な生活ができるようにする」ことに加えて肢体不自由児の障害特性上重要であることから「学校教育全般にわたって機能訓練を行う」ことが示された。内容においては運動・職能・言語の訓練が示された。また、指導者は「特別な技能を有する教職員が、学校医の処方に基づき」指導することが示された。「第2章 教科 第9節 体育・機能訓練」には、体育とは別に機能訓練の目標・内容（表2）が示されている。また、昭和42（1967）年文部省が発刊した「機能訓練の手びき－肢体不自由教育のために－」の「第1章 肢体不自由者のリハビリテーション」には、教科としての機能訓練は医学的リハビリテーションとの重複を意味していること、理学療法、作業療法、言語治療のうち学校で行うことができる内容を選択して行うことが示された。機能訓練は医学的なアプローチによる個々の障害を改善し身体機能を改善させることを目指した指導であった。

ちなみに、他障害においては、昭和39（1964）年の「盲学校学習指導要領小学部編」に盲児における歩行訓練は「体育」、感覚訓練は「理科」に、「聾学校学習指導要領小学部編」に聾児における聴能訓練は「国語」と「律唱」、言語指導は「国語」の各教科に位置付けられた。

2) 昭和46（1971）年 養護学校（肢体不自由教育）小学部・中学部学習指導要領

昭和45（1970）年の教育課程審議会答申において、特殊教育諸学校における教育は「障害を克服して、可能な限り積極的に社会参加し、貢献しうる人間を育成することをねらいとする」とともに、「心身に障害を有する児童生徒の教育に

において、その障害からくる種々の困難を克服して、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会によりよく適応していくための資質を養うためには、特別の訓練等の指導がきわめて重要である。(中略) それぞれに必要とする内容を、個別的、計画的、かつ継続的に指導すべきものであるから、各教科、道徳および特別活動とは別に、これを「養護・訓練」とし、時間を特設して指導する必要がある。」と提言された。この提言に基づき、障害に対する特別の訓練等の指導は教科から独立し、特殊教育諸学校の学習指導要領における共通の指導領域として新設された。養護・訓練の成立については肢体不自由教育関係者の強い要望があった。理由として、肢体不自由養護学校では脳性まひ児が増加傾向にあり、在籍する児童生徒の障害の種類や程度などが変化してきたこと、障害の重度・重複化に対応するために機能訓練だけでなく心身の発達上の遅滞や欠陥を補うために指導の充実と弾力的な教育課程を編成する必要が求められるようになったことにある(村田, 1997)。

従来との比較では、目標においては、改善の対象を「機能の障害」から「心身の障害の状態」に拡大し、到達点を「健康な生活ができるようにする」から「心身の調和的発達の基盤をつちかう」に改訂された。内容については、児童の障害の状態が多様であることや主障害を対象とした内容だけでなく、二次的障害を含め心身の機能を総合的に改善する必要があることなどを重視し、心身の発達の諸側面を分類・整理するという観点を加えて検討が行われ、内容を構成する要素を「心身の発達に必要な諸側面」と、「各障害の状態を改善し、又は克服するために必要な固有の指導内容」と示した。具体的な内容は、「心身の適応」「感覚機能の向上」「運動機能の向上」「意思の伝達」の区分で構成された(文部科学省 2018)(表 3)。指導者については「特別な技能を有する教職員」から「専門的な知識・技能を有する教師」へ、さらに「全教師の協力のもとに養護・訓練に関する指導

表 3 昭和 46・54 年「養護・訓練」の内容

A	心身の適応
	1 健康状態の回復および改善に関すること。
	2 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。
	3 障害を克服する意欲の向上に関すること。
B	感覚機能の向上
	1 感覚機能の改善および向上に関すること。
	2 感覚の補助的手段の活用に関すること。
	3 認知能力の向上に関すること。
C	運動機能の向上
	1 肢(し)体の基本動作の習得および改善に関すること。
	2 生活の基本動作の習得および改善に関すること。
	3 作業の基本動作の習得および改善に関すること。
D	意思の伝達
	1 言語の需要能力の習得および改善に関すること。
	2 言語の形成能力の向上に関すること。
	3 言語の表出技能の習得および改善に関すること。

体制を整え」と改めることにより、「養護・訓練」は教師による教育活動であることを明確に示すとともに、全ての教師に主体的に養護・訓練に取り組む必要性があることをうながした（細村，1974）。また、指導計画作成における医療との関係では、「専門医の処方に基づき、必要がある場合にはその指導を求め」から、「必要に応じて専門の医師およびその他の専門家の指導・助言を求め」と改訂されたことから、医学的訓練から教育活動へ転換を図ろうとしたことがうかがわれる。しかし、内容の例示には、「C 運動機能の向上」と「D 意思の伝達」のまともりだけが示されるなど、従来までの機能訓練の指導の経緯を考慮して、機能訓練、職能訓練および言語訓練から個々の児童生徒に即して指導内容を選定することが示された。「養護・訓練」新設後も引き続き医療との関わりが重視されていたといえる。

3) 昭和 54 (1979) 年 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部・高等部 学習指導要領

昭和 54 (1979) 年の養護学校教育義務制施行により、全ての障害種の児童生徒が障害の程度に関わらず義務教育を保障されることになる。昭和 53 年教育課程審議会答申 (1978b) に基づいた昭和 54 年学習指導要領では、従来盲学校、聾学校、養護学校（精神薄弱、肢体不自由、病弱）の障害種別に作成されていた学習指導要領が 5 校種共通となった。「養護・訓練」の目標・内容においては、教育課程審議会答申で「現行どおりとする」とされたため従来と変更がない。細村 (2000) は、前学習指導要領で新設された領域の定着を図る期間であり基本的な考え方が変わったという印象を現場に与えることを避けるためであったと述べている。また、障害の様相が重複障害の増加傾向にあることが考慮され、障害種別に示されていた指導計画の作成と内容の取扱いに関する事項も共通に示された。指導者については「専門的な知識・技能を有する教師」から「専門的な知識や技能を有する教師が中心となって」と改められた。医療関係者が指導を担当する学校が残っていたため、養護・訓練が教育活動であり全教師が学校全体として取り組むべき領域であることが改めて強調された。

4) 平成元 (1990) 年 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導 要領

国際連合は 1981 年を「国際障害者年」と定め、1983 年から 1992 年までを「国際障害者の 10 年」として、障害者の生活の保障と社会参加のための努力を推進する動きを世界的に進めてきた。わが国においても養護学校教育の義務制から 10 年が経過し、昭和 63 (1988) 年教育課程審議会特殊教育部会では、教育課程の基準の改善において「可能な限り社会参加・自立の達成を図るという観点」に

表4 平成元年「自立活動」の内容

1	身体の健康
	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
	(2) 疾病の状態の理解と生活管理に関すること。
	(3) 損傷の理解と養護に関すること。
2	心理的対応
	(1) 対人関係の形成に関すること。
	(2) 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。
	(3) 障害を克服する意欲の向上に関すること。
3	環境の認知
	(1) 感覚の活用に関すること。
	(2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
	(3) 認知の枠組となる概念の形成に関すること。
4	運動・動作
	(1) 姿勢と運動・動作の基本の習得及び改善に関すること。
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
	(3) 日常生活の基本動作の習得及び改善に関すること。
	(4) 移動能力の向上に関すること。
	(5) 作業の巧緻（ち）性及び遂行能力の向上に関すること。
5	意思の伝達
	(1) 意思の相互伝達の基礎的能力の習慣に関すること。
	(2) 言語の受容・表出能力の向上に関すること。
	(3) 言語の形成能力の向上に関すること。
	(4) 意思の相互伝達の補助的手段の活用に関すること。

たち審議が重ねられた。特殊教育のねらいに、障害児の「社会参加」だけでなく新たに「自立」という視点が加えられることとなった。養護・訓練の目標は従来と同様に示されたが、内容は具体的な指導事項を設定する際の観点をより明確にすることと障害の多様性への対応という点から改定され（文部省，1992）、従来の「心身の適応」は身体の健康と心理という二つの要素を分けて「身体の健康」と「心理的適応」の2つの区分とし、「感覚機能の向上」と「運動機能の向上」はこれら機能を活用した認知や作業などの指導内容を含むことを明確にするため「環境の認知」と「運動・動作」に改められた（村田，1997）（表4）。

5) 平成11(1999)年盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領

平成9(1997)年「特殊教育の改善・充実について（第二次報告）」（文部省）において、国際的な障害者に対する取り組みの変化や、国内では平成5年障害者基本法改正などによる障害者施策の見直しにより、障害者の「自立」の概念が従前より広くとらえられるようになってきたことが指摘され、養護・訓練については大幅な見直しが提言された。平成10(1998)年教育課程審議会答申では、「養護・訓練については、一人ひとりの幼児児童生徒の実態に対応した主体的な活動であり自立を目指した活動であることを一層明確にするため、名称を「自立活動」に改めるとともに、目標・内容についても見直し、幼児児童生徒の障害の状態の多様化に対応し、適切かつ効果的な指導が行われるようにする。」と提言された。これを受けた学習指導要領改訂において、従来までの「養護・訓練」が「自立活動」

表5 平成11年「自立活動」の内容

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。</p> <p>(2) 疾病の状態の理解と生活管理に関すること。</p> <p>(3) 損傷の状態の理解と養護に関すること。</p> <p>(4) 健康状態の維持・改善に関すること。</p> <p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること。</p> <p>(2) 対人関係の形成の基礎に関すること。</p> <p>(3) 状況の変化への適切な対応に関すること。</p> <p>(4) 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関すること。</p> <p>3 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>(2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 感覚を統合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。</p> <p>(4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p> <p>4 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4) 移動能力の向上に関すること。</p> <p>(5) 作業の円滑な遂行に関すること。</p> <p>5 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関すること。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5) 状況に応じてコミュニケーションに関すること。</p>
--

に改められ、特別な指導にも「自立」が明確に位置づけられることとなる。ここでいう「自立」とは、「幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達段階等に応じて、主体的に自己の力の可能性を限りなく発揮し、よりよく生きていこうとすること」を意味している（文部省，2000）。目標においては、自立活動が個々の児童生徒が自立を目指した主体的な教育活動であることが明確になるよう、従来の「児童又は生徒」を「個々の児童又は生徒」に、「心身の障害の状態を改善し、又は克服する」を「自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」に改めた。内容の構成や示し方については、自立活動の内容を構成する要素を、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上又は生活上の困難を改善するための要素」に改め、区分の名称については、具体的な指導内容を設定する際の観点がより明確になることを目的に、「健康の保持」「心理的な安定」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」にそれぞれ改めた（表5）。

6) 平成21（2009）年 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

平成18年度には肢体不自由養護学校の75.3%の子どもが重複障害学級に在籍し、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加する傾向にあることなど、盲・聾・養護学校の児童生徒の障害の重度・重複化は一層顕著となっていた（文部科学省、

表6 平成21年「自立活動」の内容

- | |
|--|
| <p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。</p> <p>(4) 健康状態の維持・改善に関すること。</p> <p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</p> <p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関すること。</p> <p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>(4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p> <p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関すること。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p> <p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関すること。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p> |
|--|

2007)。また、小・中学校の特殊学級の在籍児童生徒数や通級による指導を受ける者も増加していた。さらに通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約6%程度の割合で在籍していること（文部科学省，2002）など、発達障害等への適切な指導が求められていた。このような情勢の変化を踏まえ、平成19（2007）年、複数の障害種を教育対象とすることのできる特別支援学校制度の創設と、教育対象及び教育の場の範囲拡大、教育課程の弾力化を図るため、特殊教育制度は一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う特別支援教育に転換された。学校教育法における特別支援学校の目的の改正を踏まえ、平成20（2008）年、中央教育審議会答申で学習指導要領等の目標を見直すことが提言された。目標においては、障害により生じる困難を具体的に捉えて対応する必要性から「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」へと改めた。内容においては、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化に加え、発達障害等を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「人間関係の形成」の区分を新たに設け、「他者とのかかわりの基礎に関すること」「他者の意図や感情の理解に関すること」などの項目が追加された（表6）。

表7 平成29年「自立活動」の内容

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。</p> <p>(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。</p> <p>(5) 健康状態の維持・改善に関する事。</p> <p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関する事。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。</p> <p>(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。</p> <p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関する事。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関する事。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関する事。</p> <p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関する事。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。</p> <p>(4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関する事。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。</p> <p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関する事。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。</p> <p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関する事。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関する事。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。</p>
--

7) 平成29(2017)年 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

平成29年学習指導要領では、特別支援学校に在籍する児童生徒数、および重複障害者の割合が増加傾向にあり、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになってきているという観点から改訂が行われた(文部科学省, 2016)。内容において、発達障害や重複障害を含めた児童生徒の障害の種類や状態等に応じた指導の充実のために「健康の保持」の区分に新たな項目を加え、自己の理解を深め主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導の充実のために、「環境の把握」の区分の項目を改めた(表7)。

また、同年の小学校学習指導要領において特別支援学級の指導に自立活動を取り入れること、通級による指導において自立活動の内容を参考とすることが示され、自立活動は全ての学校に指導の場を拡大することとなった。

学習指導要領制定後については、最初の学習指導要領通達以後に6回の改訂が行われているが4つの期間に分けて捉えることができる。1期目は昭和38年学習指導要領の実施期間である。障害に対する指導は、学習指導要領に小学部教科

「体育・機能訓練」として位置づけられ、通達前の医学的な機能訓練が引き継がれた。2期目は昭和46年学習指導要領から平成11年学習指導要領までである。昭和46年改訂で指導要領制定前から引き継がれた機能訓練の指導は、特殊教育独自の領域「養護・訓練」として教科から独立するとともに、指導の主体も医療的な指導から教育活動として教師の指導へと転換が図られた。この当時から、肢体不自由教育の対象障害の特徴である障害の重度・重複化及び多様化への対応が図られるようになる。3期目は、平成11年学習指導要領の実施期間である。国際的な情勢の変化により自立の概念が大きく捉えられるようになり、従来までの就労による社会参加だけを目標とするのではなく、個々の自立をめざす指導に転換され、「養護・訓練」から「自立活動」へ改訂された。4期目は、平成21年学習指導要領改訂から現在に至る期間である。平成19年に特殊教育から特別支援教育に教育制度が転換され、教育対象は従来の特殊教育の対象障害だけでなく教育的な支援が必要な全ての子供へと広がるとともに、「障害者の権利に関する条約」の批准に伴い、障害者の主体的な自立を目指すことやインクルーシブ教育システム構築に向けた取り組みが進められ現行の自立活動の目標・内容に至っている。

Ⅳ まとめ

肢体不自由児を対象とした自立活動の歴史的変遷について、学習指導要領制定前と制定後に分け検討した。肢体不自由児の障害を改善することをねらいとした指導は、明治には障害による機能の改善により就労を目指した指導が始められ、その指導は現行の「自立活動」の内容の「身体の動き」の区分に引き継がれてきた。昭和46年学習指導要領により領域「養護・訓練」が設定されたことが重要な転換点となり、それ以降は機能訓練だけでなく、健康、心理、認知、人間関係、コミュニケーションなどの幅広い内容が含まれるようになった。このような自立活動の変遷の背景には、指導体制においては医療従事者を主とした医療的な指導から教員による教育活動へ、教育課程においては教科内の指導から特殊教育独自の領域へ、教育対象においては単一障害から重複障害へ、教育の目的においては社会参加から一人一人の自立へ、とそれぞれ変化したことが要因として考えられる。

自立活動の指導は、幼児児童生徒の心身の調和的発達の基盤を培うことが目標とされる特別支援教育の中核となる指導領域であり、その歴史を学ぶことは特別支援教育の歴史の学修において必須の内容である。しかし、自立活動の歴史に関する内容は、現行の平成29年学習指導要領解説自立活動編では養護・訓練の創設以降の変遷に限られ、学習指導要領制定以前の教育、医療、福祉などさまざまな分野で取り組みが行われていたことや医療体操や医学的な機能訓練が行われていたことについては記載されていない。現在、特別支援学校教員養成課程に在籍する学生のほとんどは自身の受けた教育経験の中で自立活動の指導に触れたこと

がないため、学びの中で指導のイメージを持つことが難しい様子が見られる。教員養成課程において自立活動の指導の理解を深める上で、肢体不自由児の障害に対する特別な指導が開始された段階からの歴史的変遷の内容を扱うことは意味のあることと思われる。

今後は、具体的な指導事例の変遷に関する検討が課題であろう。さらに、特支免コアカリキュラム第2欄に含まれた「心理・生理・病理」、「教育課程及び指導法」と関連づけた自立活動の指導計画作成のプロセス等について整理することも課題といえる。これらを検討することにより、特別支援教育を担う教員養成課程の学修の質保証につなげたい。

参考文献

- 石部元雄, 高山佳子 (1978) 近代治療体育の系譜. 心身障害学研究, 2, 127-133.
- 一木薫 (2019) 自立活動の指導における現職研修モデルの開発. 科学研究費助成事業研究成果報告書.
- 古川勝也 (2000) 今なぜ「自立活動」なのか－養護・訓練から自立活動へ－. 養護学校の教育と展望, 116, 2-7.
- 林邦雄, 村田茂 (1977) 脳性まひ児養護・訓練の諸問題. 慶應通信.
- 細村迪夫 (1974) 養護・訓練と教師 - 肢体不自由教育を中心として -. 肢体不自由教育, 20, 14-17.
- 北野与一 (1987) 日本における心身障害者体育の史的研究 (第14報) - 昭和20年までの柏学園の肢体不自由児体育について -. 北陸大学紀要, 11, 195 - 222.
- 小林左源治 (1916) 低能児教育の要領. 教育研究, 151, 17-24.
- 諸岡武 (1991) 心身障害児の教育と養護・訓練. 養護学校の教育と展望, 80, 2-6.
- 村田茂 (1990) 養護・訓練の改訂の要因. 肢体不自由教育, 94, 26-32.
- 村田茂 (1997) 新版日本の肢体不自由児教育 - その歴史的発展と展望. 慶應義塾大学出版会.
- 村田茂 (1991) 養護・訓練の成り立ちと推移. 養護学校の教育と展望, 80, 7-11, 43.
- 文部科学省 (2002) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査調査結果. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361231.htm (閲覧2022.8.10)
- 文部科学省 (2008) 中央教育審議会 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について (答申). https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf (2022.8.1 閲覧)
- 文部科学省 (2016) 中央教育審議会 特別支援教育部会における審議の取りまとめについ

て（報告）. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/sonota/_icsFiles/afieldfile/2016/09/12/1377130_01.pdf（2022.8.1 閲覧）

文部科学省（2018）特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）. 開隆堂出版

文部科学省（2021）新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）. https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_2.pdf（2022.8.1 閲覧）

文部科学省（2022a）「教員不足」に関する実態調査. https://www.mext.go.jp/content/20220128-mxt_kyoikujinzai01-000020293-1.pdf（2022.8.10 閲覧）

文部科学省（2022b）特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム. https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt_tokubetu01-000024192_1.pdf（2022.8.1 閲覧）

文部省（1886）小学校令. 国立国会図書館デジタルコレクション, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/797489>（2022.7.31 閲覧）

文部省（1900）改正小学校令. 国立国会図書館デジタルコレクション, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/797221>（2022.7.31 閲覧）

文部省（1913）学校体操教授要目. 国立国会図書館デジタルコレクション, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/919403>（2022.7.31 閲覧）

文部省（1913）学校体育指導要綱. 日本書籍.

文部省（1961）肢体不自由児教育の手びき（上）. 日本肢体不自由児協会

文部省（1963）養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編. https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/shido/html/s380227_01.html（2022.7.20 閲覧）

文部省（1970）盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の改善について（答申）. 教育課程審議会答申一覧 / 文部省初等中等教育局小学校課 [編], 173 - 179.

文部省（1974）養護学校（肢（し）体不自由教育）学習指導要領解説. 東洋館出版.

文部省（1978a）特殊教育百年史. 東洋館出版社.

文部省（1978b）盲学校、聾学校および養護学校の小学部、中学部、高等部の教育課程の基準の改善について（答申）. 教育課程審議会答申一覧 / 文部省初等中等教育局小学校課 [編], 220-224

文部省（1988）盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）. 教育課程審議会答申一覧 / 文部省初等中等教育局小学校課 [編], 280 - 287.

文部省（1990）盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校幼稚部・小学部・中学部学習指導要領. 大蔵省印刷局.

文部省（1992）盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校 小学部・中学部学習指導要領解説. 海文堂出版.

文部省（1997）特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議「特殊教育の改善・充実について（第二次報告）」. <https://www.nise.go.jp/blog/2000/>

- 05/b2_h100729_01.html#IIY5 (2022.8.16 閲覧)
- 文部省 (1998) 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について (答申). <https://www.nise.go.jp/blog/>
- 2000/05/b2_h100729_01.html#IIG343 (2022.8.16 閲覧)
- 文部省 (2000) 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領. 東洋館出版
- 文部省 (2000) 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領 (平成 11 年 3 月) 解説 - 自立活動編 -, 海文堂出版.
- 中川一彦 (1991) 体育 (保健体育) と養護・訓練の関連性に関する一考察. 筑波大学体育科学系紀要, 14, 1-8.
- 日本肢体不自由児協会 (1967) 高木憲次 - 人と業績 -. 日本肢体不自由児協会, 29-31.
- 日本肢体不自由児協会 (1992) 証言で綴る戦後肢体不自由教育の発展. 日本肢体不自由児協会, 143, 101-103.
- 日本児童学会 (1912) 広島県における低能児童数. 児童研究, 15 (6), 188.
- 日本児童学会 (1912) 新潟市低能児等調査. 児童研究, 15 (6), 188.
- 乙竹岩造 (1908) 低能児教育法. 目黒書店, 409-482.
- 乙竹岩造 (1929) 日本庶民教育史 (下). 目黒書店, 939-946.
- 桜井安五郎 (1939) 補助学級の経営について. 学校衛生, 19 (10).
- 杉林寛仁, 村主光子他 (2016) 自立活動の指導に関する専門性向上のための学校の組織づくり. 筑波大学附属桐が丘特別支援学校研究紀要, 52, 43 - 53.
- 田村肇 (1943) 精神薄弱児童の教育 (下). 学校衛生, 23 (2), 8-27.
- 丹野傑史, 安藤隆男 (2012) 学習指導要領制定前の単独型肢体不自由養護学校における機能訓練 - 教育課程の位置づけと教科指導との関連に着目して -. 障害科学研究, 36, 159-172.
- 渡邊文俊 (2018) 自立活動の専門性に関する教員の自己評価シートの活用: 校内研修のシステム化の定着に向けて. 肢体不自由教育, 237, 16-21.